

○総務省告示第四百四十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

なお、令和二年総務省告示第三百三十八号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）は、廃止する。

令和三年四月一日

総務大臣 武田 良太

- 一 株式会社NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ
- 八 株式会社ウィルコム沖縄
- 九 SBパートナーズ株式会社

- 十 エヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社
- 十一 株式会社エヌ・テイ・テイネオメイト
- 十二 NTTビジネスソリューションズ株式会社
- 十三 株式会社エヌ・テイ・テイ・エイピー・シーコミュニケーションズ
- 十四 エヌ・テイ・テイ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
- 十五 エヌ・テイ・テイ・メディアサプライ株式会社
- 十六 NTTリミテッド・ジャパン株式会社
- 十七 大分ケーブルテレコム株式会社
- 十八 株式会社オプテージ
- 十九 京セラコミュニケーションシステム株式会社
- 二十 株式会社ケーブルネット下関
- 二十一 株式会社ジェイコムウエスト
- 二十二 株式会社ジェイコム九州
- 二十三 株式会社ジェイコム埼玉・東日本
- 二十四 株式会社ジェイコム札幌
- 二十五 株式会社ジェイコム湘南・神奈川

- 二十六 株式会社ジエイコム千葉
- 二十七 株式会社ジエイコム東京
- 二十八 汐留モバイル株式会社
- 二十九 株式会社ソラコム
- 三十 中部テレコミュニケーション株式会社
- 三十一 土浦ケーブルテレビ株式会社
- 三十二 株式会社ドコモCS
- 三十三 ビッググローブ株式会社
- 三十四 ヤフー株式会社
- 三十五 横浜ケーブルビジョン株式会社
- 三十六 LINEモバイル株式会社
- 三十七 楽天コミュニケーションズ株式会社